

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:市長公室防災対策課 No.001

| | |
|-----------|---|
| 処 分 名 | 防災センターへの入館の制限 |
| 処 分 の 概 要 | 基準の要件を満たした場合、施設の秩序を維持するため、施設利用者の防災センターへの入館を制限することがあります。 |
| 根拠条例等・条項 | 春日部市防災センター条例（平成 19 年 3 月 20 日条例第 22 号） 第 5 条 |
| 処 分 基 準 | 処分の先例がないものであって、条例の定め以上に具体化することが困難なため、設定しません。 |
| 設 定 年 月 日 | 平成 27 年 4 月 1 日 |
| 備 考 | |

春日部市防災センター条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 161 号）

（入館の制限）

第 5 条 市長は、防災展示ホール内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命じることができる。

根拠条例及び
関係条例等の抜粋